

## 第3回定例教育委員会会議録

- 1 日程 平成29年11月28日(火)
- 2 場所 藤井寺市柏原市学校給食組合会議室
- 3 案件

- 会議録署名委員の指定について
- 前回第2回定例教育委員会会議録の承認について

### (1) 議決事項

- 議案第5号 藤井寺市柏原市学校給食組合教育委員会点検・評価に関する報告書の承認について
- 議案第6号 平成28年度給食会決算認定及び当期末処理金の処分について
- 議案第7号 藤井寺市柏原市学校給食組合教育委員会事務局事務分掌規則の一部改正について
- 議案第8号 藤井寺市柏原市学校給食組合情報公開条例の施行に関する藤井寺市柏原市学校給食組合教育委員会規程の制定について
- 議案第9号 藤井寺市柏原市学校給食組合個人情報保護条例の施行に関する藤井寺市柏原市学校給食組合教育委員会規程の制定について
- 議案第10号 藤井寺市柏原市学校給食組合教育委員会事務局事務処理規程の一部改正について
- 議案第11号 学校給食費滞納対策事務実施要項の一部改正について

### (2) 報告事項

- 報告第5号 平成28年度藤井寺市柏原市学校給食組合歳入歳出決算について
- 報告第6号 平成29年度藤井寺市柏原市学校給食組合補正予算について

### (3) その他

- ・学校給食費滞納対策について

- 4 出席者  
教育長 多田 実  
委員 藤本 英生  
委員 桑野 聡史  
委員 三宅 義雅  
委員 吉原 孝

- 5 点検評価委員 眞木 優子
- 6 市教育委員会事務局出席者 藤井寺市教育委員会事務局 学校教育課長  
柏原市教育委員会事務局 教育部次長兼学務課長
- 7 事務局出席者 給食課長  
給食課長代理  
給食課主幹  
給食課主事

午後1時52分 委員会開会を宣して日程に入る。

#### ○給食課長

皆様こんにちは。本日は大変お忙しいところ第3回学校給食組合定例教育委員会会議にお越しいただきましてありがとうございます。ご審議の程どうぞよろしくお願いをいたします。本日は多田教育長の横に眞木先生にお座りいただいております。議案にもありますように点検評価ということで来ていただいております。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは会議に入ります前に、本日の傍聴者はおられないということで報告をさせていただきます。また本会議につきましては会議録にまとめて公表をするということを予定しておりますので録音をさせていただきますのでよろしくお願いをいたします。

それから資料が本日はたくさんありますので確認をさせていただきたいと思います。次第に続きまして本日の会議の告示文、「第2回の定例教育委員会会議の会議録」、資料1「点検・評価に関する報告書(案)」、資料2「学校給食会の会計決算書」、資料3-1「組合教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則」、その資料3-2、資料4「情報公開条例の施行に関する規程」、資料5「個人情報保護条例の施行に関する規程」、資料6-1「事務局事務処理規程の一部を改正する規程」同6-2、資料7「学校給食費滞納対策事務実施要項(案)」、資料8「学校給食組合の歳入歳出決算書」、資料9「同組合補正予算書」ということで資料9まで番号を振っております。その最後に先般組合議会で可決されました「情報公開条例」「同施行規則」「個人情報保護条例」「同施行規則」につきましても条文を参考までに、これは資料名を付けておりませんが添付させていただいておりますので見ておいていただければと思います。何か不足等はありませんでしょうか。それから「学校給食会役員及び各委員会の名簿」が最後に付いていると思いますので確認をお願いいたします。

それでは教育長よろしくお願いいたします。

## ○教育長

本日は公私何かとご多用のところお集まりいただきまして、ありがとうございます。それでは、ただいまより第3回定例教育委員会会議を開会いたします。本日は議決案件が7件、報告案件が2件でございます。円滑なご審議をどうかよろしく願いいたします。

それでは案件に入らせていただきます。まず本日の会議録署名委員ですが、吉原委員よろしく願いいたします。

続きまして「前回第2回定例教育委員会会議録の承認について」ですが、すでにお目通しいただいていると思いますがご承認いただけますでしょうか。

## ○教育委員一同

「はい」の発言

## ○教育長

では、承認といたします。

それでは案件に入ります。本日の次第に従いまして議案第5号「藤井寺市柏原市学校給食組合教育委員会点検・評価に関する報告書の承認について」ご審議をお願いします。

本日は「藤井寺市柏原市学校給食組合教育委員会の点検・評価に関する報告書」の評価をお願いしております園田学園女子大学短期大学部生活文化学科准教授の眞木優子評価委員にご出席いただいております。先生には学識経験者として評価委員をお引き受けいただきましたことを心より感謝いたします。ありがとうございます。また本日は大変ご多用なところご出席いただいております。先生どうぞよろしくお願い致します。平成28年度の事務及び事業についてまず教育委員会自らが点検評価を行い、その結果を評価委員の眞木先生に客観的なご評価をいただき、今後の教育委員会の取り組みに活かしたいと考えております。それでは眞木先生どうかよろしく願いいたします。

## ○評価委員

園田学園の眞木と申します。本日はどうぞよろしくお願い致します。

まず20ページをご覧ください。そちらに評価内容について各項目をまとめております。

最初に「(1) 安心安全で衛生的な学校給食」ということで、「施設・設備の老朽化の対応」についての意見ですが、両市の運営されている今の設備に関して、計画的に買い替えや保守等を行っておりますので、調理作業面での安全性や衛生面については一定の確保はされていると思われれます。しかし昭和45年にこちらの施設が建てられたということですので、そろそろ耐用年数がどうなのかということもありますので建て替えあるいは耐震補強も含めて、国の補助金制度等の利用も計画しながら、やはり計画的に老朽化対応をしていかないといけないのではないかと思います。

2点目の「学校給食の危機管理」に関してですが、これは1行目に書いておられますとおり、食中毒事故の防止策として保健所による衛生監視であるとか、調理従事者の日常的な健康状態の把握、研修等がしっかりと行われています。ですから適切に対応されていると思います。しかしながら夏場の調理場温度が衛生管理基準の努力義務として25度以下にするようにと言われてはいますが、それを上回っているということなので、やはり食中毒対策や作業に従事していただいている調理員の皆様の体調等の労働管理等も含めて温度を下げられるような対策をすることが必要かと思います。その面で設備投資等もしていただければいいと思います。

それから食中毒発生件数ですが、ゼロとお伺いしておりますので、そういう面で食中毒防止ということはあるかと思いますが、検便検査においてサルモネラ菌が1件検出されたということがございました。その方に対する対策として陰性になるまで調理に従事させない等の適切な対応がされておりましたので、そこは良かったと思います。日常的にも生ものなどは控えておられると思いますし、加熱したら大丈夫だと分かっておられると思いますけれども、家庭の中でもしっかりと加熱するように徹底していただくということも大事ではないかということで評価させていただきました。

次に異物混入ですが、給食が直接関係している給食センター内で21件起きているということです。髪の毛であるとか小さな虫等の事例と伺っておりますが、その多くというのはやはり細心の注意を払うことで回避できる事案であると思いますので、最終的に個々の管理をもう少し徹底させていくような教育をしていただきたいです。研修等今も開いていただいていると思いますが、自らが自分の課題だということを認識して、いっそう個々の努力に務めていただくような徹底管理を呼び掛けていただきたいということと、もう一つマニュアル的にシステム化ができるような対策ができれば一番いいかと思いますが、そういうシステム作りもしていかないといけないのではないかと思います。とにかく異物混入がゼロになるようにしっかりと対応を取っていただきたいところです。

3点目の「学校給食の衛生管理」ですが、先ほどもお伝えしましたように、自己の体調管理であるとか異物混入にしっかりと重点をおいて、調理従事者が食中毒防止について一人一人が前向きに取り組んでいただけるように研修を徹底していただきたいと思います。

それから次の21ページに書いてありますように、給食主任会等では各市各学校での様々な取り組みについて情報交換が行われているようです。学校における衛生管理というのは学校との連携も必要になってくると思いますので、その必要性も学校間できちんと情報共有をして何故事故が起こったのか、あるいはアクシデントに至らなくても、ヒヤリハットで事前にこういう事故が起こりかけたという事例の意見交換等をして、しっかりと取り組むということが非常に重要ではないかと思われまます。

その次に書いてあるのは、先ほどもありましたように、夏場の調理場が基準値以上になっているということなので、スポットクーラーのみでの対応ではなく、熱中症予防対策も含めた設備の修繕等そういうことをやっていただきたいと思います。

次に「(2) 保護者・学校・給食センターとの連携」ですが、まず「食育の取組み」に関して毎年給食

センターの見学や給食試食会に、多くの学校の児童や保護者が参加されているということですので、保護者に給食を体験してもらうことで家庭での食育にも効果的な取り組みがなされていると思います。ここにも書いてあるように、給食実施上の問題点や食育上の課題等について、保護者と一緒に話し合いながら共に考える機会を持つということも連携上効果的だと思いますので、なるべく保護者ともコミュニケーションをとれるようなかたちで実施していただきたいと思います。それから子ども達には給食を作っている様子とかを見学してもらったり、クイズ形式で色々な食育の内容を展開されているということなので、今後もしっかり食育にしっかり取り組んでいただきたいと思います。

それから2点目の給食主任会ですが、各学校の給食課題の解決にリーダーシップを発揮することが大切であると思います。今は残菜がゼロではありません。ゼロにするのは難しいことだと思いますが、提供したものは全部子ども達の栄養になる上で重要なものとして量的なことも考えて提供しているので、残菜がない方がやはり完全な給食と言えると思います。また、食品ロスの問題なども話題になっておりますので、残菜を減らすための工夫は各学校間でどんなことをしているのか情報交換をしていただいたりして、食べ残しをしないような教育指導、食育指導を現場の先生にもお伝えできるようにしていくことも大切かと思えます。

献立に対して食育、地産池消ということで藤井寺市のバジルソースや柏原市のぶどうなどを活用して地産池消に取り組んでおられるので、今後もそれを使っていたきたいのと、そういう地域食材とか郷土料理とか、日本の伝統文化を次世代にきちんと伝えられるような内容を今後も考えていただきたいと思えます。それから行事食についても、学生のアンケート等から行事食を食べていない家庭が多いということが分かっていますので、小学校中学校の間に日本の伝統行事食を取り入れた献立を継続してしっかり伝えていっていただきたいと思えます。また給食の食育指導で「レシピにチャレンジ」という献立コンテストを中学生から募集してまして、その給食の献立を募集することによって採用された献立が提供されるというような試みをされていますので、これは食育等にずっとつながることなので、今後も継続していっていただきたいと思えます。野菜の残食というのが今回多かったというように分析しておりますので、野菜をテーマにしたようなものをコンテストに入れると残食等も減らせるのではないかと考えています。

それから残菜に関しては、ご飯と牛乳については藤井寺市柏原市の場合は残菜調査がされていないということですが、ご飯の食べ残しというのが他の給食を提供している学校でも非常に多いというように伺っていますし、ふりかけがないと食べられないと言っている児童生徒がいると聞きますので、何とかして残菜の把握というのもしていくのが必要かと思っています。

「アレルギーの対応」ですが、今非常に食物アレルギーの児童生徒が全国的に増えておりまして、藤井寺市柏原市でも、前まではあっても一人1個か2個ぐらいしかなかったのに、3個も4個もというように多くのアレルギーを持っている児童生徒も増えてきたと伺っています。そういう意味で給食のアレルギー対応というのはしっかりしていただかないといけないですけども、現在は給食理事会の申し合わせで「学校生活管理指導表」の代わりに「診断書」の提出でも可とされているようですので、これをきちんと

ガイドラインに従って「学校生活管理指導表」に基づいて個々のアレルギー対応をしていくようにすべきだと思います。

それから食物アレルギーの対応ですが、代替等はできないということで対応されているかと思います。献立表を保護者に送った時に、保護者にも自分の子どもが食べないようにしっかり確認していただくというような、情報交換や色分け等をやっていただいていると思います。保護者に対してやっていくというのは当然ですが、担任の先生などでも各クラスで事故が起これないように、給食の献立表に沿って食べてはいけないメニューが入っていないかどうかというのをきちんとチェックしないといけないと思います。週末に給食の学会がありましたので参加させていただきましたが、事故が起きる時には色々なケースが重なって起きています。チヂミの事故でもそうですけれども、牛乳アレルギーでお代わりしてしまった。そしてその時にエピペンを持っていたけれど、そのエピペンをその子は使わなくていいと言った。それに従ってしまった。そして寝かせていたけれども、その子がトイレに行きたいと言うからおぶって連れて行ってしまった。アナフィラキシーになった時はおぶったら駄目らしいです。そのままにしていたら良かったけれども、トイレに行きたいと言ったからおぶって行った等、そういうことが何重にも起こってしまって事故発生に至ったと伺っていますので、そのようなことがないように担任の先生の方でも献立表を毎回チェックしていただくということも大事かと思います。

「(3) 学校給食費の滞納問題」ですが、学校給食費の滞納が発生していて、それが年々増加している状況であるということです。これは保護者間でも不公平になりますし、完全給食体制が維持できない、つまり回収できなかったものは全部の金額が回収できなかったわけですから、食材も安いものしか買うことができないし、栄養もその中で考えて献立を作成しないといけないということになってしまいますので、不利益がどうしても出てくると思います。滞納者には今は郵送で対応されているということですが、訪問等も実施していただくとか、あるいは法的措置にでることもやむを得ないかなと思います。後は公会計で児童手当から自動引き落としをすることを実施している自治体もあると伺っていますので、そのような対策も踏まえて、給食費が全額回収できるようなシステム作りというのを検討していただきたいと思います。

最後に総括を23ページに書かせていただきました。本当にしっかり食中毒の発生を防ぐために調理従事者への教育を詳細に行っておられますし、HACCPに基づく衛生管理の徹底が図られていると思います。今後もそれに対応をし、継続していただきたいです。あとはやはり異物混入をゼロにするようにしていただきたいです。安全安心というのは異物混入等がありますと安全であっても安心とは思えないですし、その給食を食べたいとは児童生徒も思わないです。実際に異物混入があった給食会社は、学校給食から撤退せざるを得ないような事例とかも出てきています。保護者からのクレームにもつながると思いますので、そのようなことがないようにしっかりと徹底して臨んでいただきたいと思います。以上です。

#### ○教育長

眞木先生ありがとうございました。それぞれの項目で大変分かりやすく、また厳しいご指摘をいただい

たと思っております。せっかくの機会ですので、質問等がありましたらお出しいただけますでしょうか。  
よろしいでしょうか。今いただいたご意見を基に、また今後の給食への取り組みを進めていきたいと思  
っております。

それではただいまの議案第5号「藤井寺市柏原市学校給食組合教育委員会点検・評価に関する報告書の  
承認について」皆様のご承認をいただけますでしょうか。

○教育委員一同

「はい」の発言

○教育長

ただいま承認をいただきました。

評価委員の眞木先生におかれましてはこの後に他の御用があるとお伺いしております。これをもって  
ご退席をいただくということでよろしいでしょうか。

眞木先生、本日はありがとうございました。

○評価委員

ありがとうございました。

○教育長

それでは引き続き議事を進行させていただきます。議案第6号「平成28年度給食会決算認定及び当  
期末処理金の処分について」事務局よろしくお願ひします。

○給食課主幹

議案第6号「平成28年度給食会決算認定及び当期末処理金の処分について」ご説明させていただきます。  
お手元の資料2「会計決算書第46期」をご覧ください。

表紙をおめくりください。左側には「藤井寺市柏原市学校給食会事業報告書」を記載させていただいて  
おります。右側のページをご覧ください。平成28年度の会計決算につきましては平成29年6月6日に  
監査を受けまして、全て正確にして相違ないことを認めていただきました。

1ページの「収支計算書」から説明をさせていただきます。まず「収入の部」から説明いたします。「給  
食事業収入」といたしまして4億6,509万8,120円でございます。4ページに「給食事業収入明  
細書」を付けております。1ページに戻っていただきまして、次に「給食事業外収入」でございますが、  
11万2,473円でございます。以上の「給食事業収入」と「給食事業外収入」の合計4億6,521  
万593円が28年度の収入でございます。平成27年度と比較しまして特に大きな変化はございません。

続きまして右側の「支出の部」でございますけれども、「給食事業費用」といたしまして4億6,527万8,450円でございます。5ページに「給食材料費明細書」を付けております。1ページに戻っていただきまして、次の「給食事業外費用」でございますが、20万7,696円でございます。6ページに「給食事業外費用明細書」を付けております。1ページに戻っていただきまして、こちらにつきましても特に大きな変化はございません。以上収入の合計から支出の合計を差し引きいたしますと、27万5,553円の欠損金となりました。この欠損金につきましては後程ご説明をさせていただきます。

続きまして2ページをお願いいたします。「貸借対照表」でございます。左側の「資産の部」でございますけれども、「現金預金」といたしまして3,571万9,742円でございます。7ページに「現金預金明細書」を付けております。今一度2ページにお戻りください。「未収金」でございますけれども、180万4,664円でございます。この「未収金」でございますけれども、各学校から給食会への給食費の納入については、ご家庭から学校に入金された金額だけが振り込まれることとなっております。まだ入金されていない学校が管理している金額でございます。次の「立替金」でございますが、303万7,007円でございます。給食費を4か月以上滞納している保護者については、給食費の回収事務が学校から給食会に移管されまして、給食会で一時立て替えることとなります。以上「資産の部」合計で4,056万1,413円となっております。続きまして、右側の「負債の部」でございますが、「未払金」として3,626万3,062円でございます。8ページに「未払金明細書」を付けております。2ページにお戻りいただきまして、「前期繰越剰余金」でございますが、457万3,904円となっております。先程ご説明いたしました当期の欠損が27万5,553円となり、これらを合計いたしまして負債の部の合計が4,056万1,413円となっております。

次に3ページに「剰余金処分計算書」を付けております。「1. 前期繰越剰余金」が457万3,904円、「2. 当期末処理欠損金」が27万5,553円、この欠損金を引きました429万8,351円を次期繰越剰余金として処分をさせていただきたいと思っております。この「給食会決算認定及び当期末処理金について」は、11月6日に開催されました第2回給食会理事会におきまして報告し了承を得ております。

以上、簡単な説明でございますがよろしくご審議のうえ、ご決定賜りますようお願いいたします。

#### ○教育長

ありがとうございました。ただいま事務局からご説明がございました。全般にわたって何かご意見ご質問がありましたらよろしく申し上げます。

#### ○教育委員

この2ページの貸借対照表の中の資産の部の未収金、これは要するに家庭からの滞納金ではないのですか。



○給食課主幹

これは給食費の引き落としができてなくて、本来は払われないといけない分ですけれども、給食費の引き落としができなくて、3か月間は学校で回収事務の取り組みをすとの決まりがありますので、3か月経ってない分が180万円あるということです。

○教育長

よろしいですか。

○教育委員

はい。

○教育長

他にございませんか。

私から1点。先ほどの欠損額の275,553円というところです。1ページでいいますと当期未処理金欠損金、この主な原因を教えてください。

○給食課主幹

28年度につきましては10月頃に野菜がかなり高騰いたしまして、一番分かりやすい例でいうと毎日のように出る人参ですけれども、普段1キロ100円程度で買っていたものが、10月の一番高い時には1キロ500円というような額になりました。当然毎日のようにかなりの量を使用しますので、その影響によりグラムを減らしたりということでもかなり努力はしましたが、すべて回収するには至らなく30万弱の欠損金となりました。

○教育長

ありがとうございました。報道でもありましたように極めて高騰したという経緯がございました。色々調整はしていただきましたが、最終的にはこういうかたちになったというご説明でございました。他よろしいでしょうか。議案第6号につきまして承認ということでよろしいでしょうか。

○教育委員一同

「はい」の発言

○教育長

それでは承認いたしました。

続いて議案第7号になりますが、内容も関連する点がございますので、第7号から第10号まで一括して説明していただくということでよろしいでしょうか。あと承認については1件ずつ確認していきたいと思っております。それでは事務局よろしく申し上げます。

#### ○給食課長

それでは議案第7号から第10号までについてご説明をさせていただきます。それぞれ関連するものでございます。学校給食組合では、平成29年11月17日に開催されました組合議会第2回定例会におきまして、「藤井寺市柏原市学校給食組合情報公開条例」及び「藤井寺市柏原市学校給食組合個人情報保護条例」が可決されました。両条例の対象としておりますのは学校給食組合の機関、すなわち管理者、教育委員会、公平委員会、監査委員及び議会という組合のすべての機関を実施機関としております。このため組合教育委員会におきましても、情報公開制度に関すること及び個人情報保護制度に関することを教育委員会の権限に属する事務として位置付けられることとなります。

それでは議案第7号から第10号までの規則及び規程につきまして、1議案ずつ概略の説明をさせていただきます。その都度ご審議ご承認いただければと思っております。

まず議案第7号でございます。資料が3-1、3-2になります。「藤井寺市柏原市学校給食組合教育委員会事務局事務分掌規則の一部改正」でございます。組合教育委員会の権限に属する事務を教育長に委任し、その処理を事務局のうち給食課庶務係において行わせるための規則改正となっております。資料3-1でございます。改正内容につきましては第6条の給食課庶務係の事務又は業務の分掌に、第5号として「情報公開制度に関すること」を、第6号として「個人情報保護制度に関すること」を加えるものでございます。次の資料3-2で新旧対照表を付けております。以上でございます。よろしくお願いたします。

#### ○教育長

新たに情報公開保護条例と個人情報保護条例が、給食組合としても過日議会で可決いただいたことに関連で、教育委員会に関わる部分としましても事務分掌規則の中にこういうものを含める必要があるということで提案されたものでございます。何か特にございませんか。よろしいでしょうか。

#### ○委員一同

「はい」の発言

#### ○教育長

では承認いたしました。それでは続いてよろしく申し上げます。

○給食課長

それでは議案第8号の資料4「藤井寺市柏原市学校給食組合情報公開条例の施行に関する藤井寺市柏原市学校給食組合教育委員会規程の制定について」ご説明させていただきます。情報公開条例の施行や運用についての詳細を定める施行規則の制定となっております。組合教育委員会におきましても、同条例の施行規則で規程する事項及びその他の施行に関する事項につきまして、「管理者が管理する情報の例による」こととしております。以上でございます。よろしくお願いいたします。

○教育長

これも一連の必要な措置ということでございまして、「管理者が管理する情報の例による」と教育委員会でもこういう対応をするということでございます。ご承認いただけますでしょうか。

○教育委員一同

「はい」の発言

○教育長

では承認いたしました。

○給食課長

ありがとうございます。それでは次の議案第9号でございます。資料5「藤井寺市柏原市学校給食組合個人情報保護条例の施行に関する藤井寺市柏原市学校給食組合教育委員会規程の制定について」ご説明をさせていただきます。個人情報保護条例の施行や運用についての詳細を定める施行規則の制定となっております。組合教育委員会におきましても同条例の施行規則で規程する事項及びその他の施行に関する事項につきまして、「管理者が取り扱う個人情報の例による」こととしております。以上でございます。よろしくお願いいたします。

○教育長

この議案第9号も個人情報保護条例の施行に伴って必要な教育委員会の規程の制定ということでございます。ご承認いただけますでしょうか。

○教育委員一同

「はい」の発言

○教育長

では承認いたしました。

○給食課長

ありがとうございます。それでは議案第10号、資料6-1「藤井寺市柏原市学校給食組合教育委員会事務局事務処理規程の一部改正について」ご説明をさせていただきます。この規程につきましては、教育長に委任されました情報公開制度に関する事及び個人情報保護制度に関する事務のうち、情報公開に係る公開、非公開の決定、個人情報に係る開示、非開示の決定及び、それぞれの通知に関する決裁について重要なものについては教育長決裁とし、定例的なものについては課長に専決させるための規程の改正でございます。資料の6-2に新旧対照表を付けさせていただいております。内容につきましては別表第1に第5号といたしまして「情報公開に係る公開・非公開の決定及び請求者等への通知に関する事」を、第6号として「個人情報に係る開示・非開示の決定及び請求者等への通知に関する事」を加え、それぞれ重要なものについては教育長決裁とし、定例的なものについては課長専決とするものでございます。以上、議案第10号事務処理規程の案でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○教育長

ありがとうございました。今、説明がありましたように、この議案第10号につきましても情報公開条例、また個人情報保護条例に関わる事務の処理について、必要な措置ということで一定の改正を行うものでございます。ご承認いただけますでしょうか。

○教育委員一同

「はい」の発言

○教育長

では承認いたしました。

続きまして、議案第11号の審議に入りたいと思います。議案第11号「学校給食費滞納対策事務実施要項の一部改正について」事務局よりお願いします。

○給食課長

それでは議案第11号「学校給食費滞納対策事務実施要項の一部改正について」ご説明させていただきます。本要項は学校給食会において平成22年に策定され、一部改正を経ながら本日まで運用されているところでございます。内容といたしましては、学校給食費の滞納対策についての事務取り扱いを規程しているものでございます。主な改正点といたしましては、「2. 督促及び経過記録(学校)」の(2)にお

きまして、学校給食費の滞納について給食会の事務局に移管するまでの学校における取り組みとして、「管理職等による保護者との面談や電話及び家庭訪問等による納入勧奨」を明記したものでございます。今般、法的措置を実施するにおいて、学校として必要な取り組みを行ったうえでの債権の移管であり、最終的な手段として法的措置に至るものであることを明確にするための改正であり、法的措置後の学校と保護者との関係をできる限り良好に保っていただくためにも必要な取り組みであると考えております。もう一点の改正点でございますが、2枚目をご覧くださいませでしょうか。一番上の「6. 支払督促の申立て、仮執行宣言、強制執行（学校給食組合総務課）」の（1）でございます。法的措置を実施する対象者として実施者となる組合管理者が定めた実施基準に基づくこと、また「7. 異議申立により、裁判に移行した場合（学校給食組合総務課）」において、異議申立時には訴訟の提起と見なされますので、専決処分のうへ直近の組合議会に承認を諮る旨を規程したものでございます。なお本要綱の改正案につきましては、10月16日の給食費対策委員会で改正案をまとめ、11月6日の給食会理事会において承認されたところでございます。以上でございます。よろしくお願いいたします。

#### ○教育長

ありがとうございました。ただいまの説明で「2. 督促及び経過記録」の中の（2）の部分、これは色々教育的な見方等もありますが、いわゆる移管前の学校としての責務を明記したものであり、それから最終的に法的措置することに伴ってこういう段階というのは必要なことであると思います。

それから次のページの6番のところ、これは実際に法的措置というかたちを取るにあたって、そのための手続きを詳細に定めたということです。何かご意見ご質問等ございましたらよろしくお願いいたします。よろしいでしょうか。

#### ○教育委員一同

「はい」の発言

#### ○教育長

それでは以上、この提案説明のとおり承認いたします。

これで議案は終わりましたので「（2）報告事項」にまいります。報告第5号「平成28年度藤井寺市柏原市学校給食組合歳入歳出決算について」事務局よろしくお願いいたします。

#### ○給食課主幹

歳入歳出決算についてご説明させていただきます。お手元の資料8「平成28年度藤井寺市柏原市学校給食組合歳入歳出決算書」をご覧ください。この歳入歳出決算につきましては、11月17日の組合議会第2回定例会におきまして可決されました。表紙をお開きください。平成28年度の決算についま

しては、平成29年8月18日に監査を受けまして「歳入歳出決算審査意見書」をいただいております。

めくっていただいた(1)ページの決算額表でございますが、平成28年度の歳入歳出決算は歳入決算額が6億2,693万3,419円、歳出決算額が6億2,072万8,420円、歳入歳出差額の620万4,999円は翌年度へ繰越としております。

2ページの歳入の分担金は6億2,412万7,000円、平成27年度と比較いたしまして4,864万9,000円の増額でございます。分担金の増額につきましては、主に職員の退職手当の増によるものでございます。歳出につきましては平成27年度中におきまして、藤井寺市柏原市学校給食組合に教育委員会が設置されたことに伴いまして、予算についても教育費を設け、教育委員会所管の経費の一部を計上いたしまして、報酬と備品購入費の決算額が6万5,202円となっております。

平成28年度におきましては、教育委員会所管の経費につきまして大きく予算を組み替え、すべて教育費に計上をいたしまして総務費給食管理費を廃項いたしました。平成28年度の教育費、教育総務費の決算額は4億8,629万2,862円でございます。この金額につきましては、組合全体の歳出合計6億2,072万8,420円のうちの約78パーセントを占めております。内訳につきましては後の(7)ページから(9)ページに記載しております。

(8)ページをお開きください。款3教育費、項1教育総務費、目2事務局費を記載しています。節2給料から節7賃金までの人件費総額は平成28年度が3億2,507万1,396円、平成27年度が2億8,027万3,949円となっており、4,479万7,447円の増でございます。平成27年度はこの款項目が「学校給食の調理業務に要した経費」となっていましたため、調理従事者に係る人件費の総額のみでしたが、平成28年度は「教育委員会に関する事務及び管理運営に要した経費」となりましたので、教育委員会事務局の事務従事者に係る人件費の総額が計上されまして、見かけ上増額となりました。

節11需要費は平成28年度が7,158万4,780円、平成27年度が8,519万6,503円となっており、1,361万1,723円の減額となっております。主な要因としましては電力自由化によりまして契約条件を精査し、契約業者を変更したため基本料金が下がりましたことと、夏休み期間中に蒸気式機器のスチームトラップ診断を実施いたしまして不良箇所の改善を行い、ガス使用量が抑制できたことによりガス料金が減額になったためでございます。

節13委託料は平成28年度が7,900万6,752円、平成27年度が5,993万0,388円となっており、1,907万6,364円の増でございます。これは「電気工作物保安業務委託料」、「ゴミ収集業務委託料」、「汚水処理施設維持管理業務委託料」、「ボイラー保守管理業務委託料」、「ホイストクレーン保守点検業務委託料」を総務費から教育費に組み替えたことと、入札を行った長期継続契約の学校給食の配送委託料が、年間1,209万6,000円の増額になったことが要因となっております。委託料が増額になった主な理由ですが、配送車を地球環境に配慮した低公害車に変更したことによります車両関係費や人件費が増額になったためでございます。

節18備品購入費は平成28年度が647万6,932円、平成27年度が167万2,488円となっており、480万4,444円の増でございます。これにつきましては老朽化いたしましたフードスライサー2台の買い換えが主な要因となっております。

以上、簡単ではございますが平成28年度歳入歳出決算のご報告とさせていただきます。

○教育長

ありがとうございました。過日、組合議会においてご承認をいただいたということについてのご報告でございました。変更の部分、金額の増減の部分の説明等も併せてしていただきましたが、特にご質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

○教育委員一同

「はい」の発言

○教育長

それでは報告ということですので、次に進ませていただきます。

次の報告第6号「平成29年度藤井寺市柏原市学校給食組合補正予算について」説明をよろしく願います。

○給食課主幹

お手元の資料9「平成29年度藤井寺市柏原市学校給食組合補正予算書」をご覧ください。平成29年11月17日に開催されました組合議会第2回定例会におきまして所要の予算の補正を上程し、議決されました。表紙をお開きください。平成29年度当初予算の総額から歳入歳出それぞれ1,363万5,000円減額し、歳入歳出予算の総額を5億9,313万8,000円とするものでございます。主な補正内容といたしましては、歳入として両市からの分担金743万2,000円、平成28年度からの繰越金620万3,000円、歳出といたしましては総務費になりますが、今般制定されました個人情報保護条例及び情報公開条例に基づき設置されます審査会の委員報酬として11万4,000円、教育費といたしましては職員の配置、昇給等による給与、手当等の増額に要する費用あわせて1,352万1,000円となっております。以上、簡単ではございますが平成29年度藤井寺市柏原市学校給食組合補正予算のご報告とさせていただきます。

○教育長

この件につきましても過日の組合議会でご承認いただいているという部分でございます。内容的には人件費関係というご説明でした。なにかご質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

○教育委員一同

「はい」の発言

○教育長

それでは報告を終わらせていただきます。続いて「(3) その他」で「学校給食費滞納対策について」この説明を事務局よろしくお願ひいたします。

○給食課長

それでは「(3) その他」についてご説明をさせていただきます。

学校給食費滞納対策につきましては、前回8月31日の第2回教育委員会会議以降の状況についてご報告をさせていただきます。第2回におきましては組管理者である藤井寺市長が法的措置の実施者となること、法的措置の実施においては現に生活保護、就学援助を受けておられる保護者、また2年の時効を経過している債権の対象となる保護者については、平成29年度については対象としないことを了承いただいております。その教育委員会会議以降9月に入りまして順次、管理者、副管理者にご説明をさせていただき、続いて藤井寺市、柏原市の両市の組合議員の方々にも法的措置の概要についてご説明させていただき、それぞれご了承を得ております。また10月16日の学校給食会の給食費対策委員会、また11月6日の同理事会におきましてもご了承いただいております。

8月の訪問以降に9名の保護者から返済がありました。それでもなおご連絡、ご返済のない8件の対象保護者につきまして、11月1日に通告書を送付いたしております。しかしいずれもご連絡等の反応はなく、16日には同じく8件そのままについて再通告書を送付いたしております。本日11月28日現在、この8件の方からのご連絡等はありません。11月30日の再通告書の期限を過ぎました12月のできるだけ早い時期に、簡易裁判所に対しまして支払督促の申立申請を行う予定となっております。なおこの間、藤井寺市の顧問弁護士であります中川弁護士と何度にもわたり協議させていただいております。法的措置の業務につきましては、10月31日付けで業務の委任契約を締結いたしております。今後12月入りましたら、支払督促を経て仮執行宣言付支払督促の申請、その間に異議あれば和解協議を含めまして中川弁護士と協議を密にさせていただきながら、慎重に進めて参りたいと考えております。以上、経過の報告とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○教育長

法的措置に向けての具体的な手続き、また現状についてのご説明がありました。管理者、副管理者にも説明し了承を得ているということと、中川弁護士との契約も締結しており、最終的に現在は8件が対象になっている状態で、今のところ連絡等がないということで、この8件を法的措置の対象として進め



ていくという内容ですが、何かこの件でご質問ご意見等がありましたらお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

○教育委員一同

「はい」の発言

○教育長

それではそういう方向に進めていっていただければと思います。以上「(3) その他」の件もこれで終わりいたします。

以上をもって本日予定しておりました案件をすべて終了いたしました。何か全体を通してこのこととはと  
いうことがありましたらよろしくお願ひしたいと思います。よろしいでしょうか。

○教育委員一同

「はい」の発言

○教育長

それではご協力いただきまして円滑な進行ができました。ありがとうございました。

会議事項が終了したので、閉会する。

午後3時05分